

歴代宝案について

小葉田 淳

【要約】 昨年十一月、ハワイ大学東西文化センター、高等研究部における琉球史研究の一として「歴代宝案の解説」を執筆した。そのころ頼永祥氏の歴代宝案の紹介文、Li-tai-pao-an, A collection of documents on foreign relations of the Ryuku Islands, が発表された。国立台湾大学所蔵抄本「歴代宝案」が昨年中央研究院の手でマイクロフィルムに撮影されて歴史語言研究所伝斯年図書館に保管されることになり、同時に昨年末より本年春にかけて、同じフィルムが教部製作され、ワシントンの国会図書館、ハワイ大学東西文化センター、ハーバード大学燕京学院、東京東洋文庫、ロンドン大学東洋アフリカ研究所および琉球大学等に配分された。このように歴代宝案は、世界の東洋研究者の一部には注目されてきている。前述の拙稿は英訳されて東西文化センターより出版されるはずであるが、センター当事者の了解を得て、若干の修正を加えて、発表することにした。

一 歴代宝案の編集

歴代宝案は琉球の外交文書を集成したもので、永樂二十二年(一四二四)年より同治六(一八六七)年までの文書を収め、これを一集・二集および三集に分けている。歴代宝案一集の編集由来について、序文に「歴代宝案は天妃宮に久しく所蔵されてきたが、破損散失のおそれがあり、国相尚

弘才、法司向世俊等はこれを憂えて、紫金大夫蔡鏗、長史蔡応祥が監修して旧案を編集し、四十九本(一巻は一冊)二部を作り、一部は王城に納め一部は天妃宮に保管することになった。編集は康熙三十六(一六九七)年四月四日より始め同年十一月三十日完了した」と記している。

歴代宝案二集については、二集目錄乾の部の首の記事によれば、雍正四(一七二六)年二月二集の編集をはじめ、

康熙三十六年より雍正五年まで、本文十五冊・目録一冊計十六冊とする計画であった。紫金大夫程順則、長史蔡用弼等が監修となり、雍正七年暮に編集を終えたが、始の計画を変更して雍正七年までの文書を二集に含めることにした。

しかし二集の実際を見ると、康熙三十六年より咸豊八（一八五八）年まで百六十二年間の文書を集め、本文二百卷（二百冊）、目録二冊乾坤に分つ別はこの目録に簡単に内容を注記した三冊があるとなつている。目録乾の中に付記した記事に、二集十六冊の外、二集として次々に続けて編集した本の目録であると書かれている。

即ち始は本文十五巻、目録一卷とし雍正五年までの分を編集する計画であつたが、編集進行中に雍正六、七年分二巻が加わり、さらにその後もこれに倣い逐次に編集して咸豊八年に至つた。そして以上を総括して歴代宝案二集とよぶようになり、目録二巻が作られたのである。

一集と二集以下では、編集法に大きな違がある。一集編集のとき、天妃宮に所蔵した旧歴代宝案が一通々々の文書案であつたか、或は唐榮（久米村）の覚書として簿綴したものであつたか、不明である^①。一集の序に、旧案を重修したと記するのは、旧案の虫損や破損を復原するに務めると

ともに、一定の編集法に従つて分類整理したことを意味するものと思われる。一集では巻の順序は次のようで、各巻では年代順に文書を配列している。

明・清の皇帝詔勅（卷之一―卷之三）、礼部咨（卷之四―卷之六）、福建布政使司等咨（卷之七―卷之十一）、琉球国王（世子）表箋（卷之十二―卷之十五）、琉球国王（世子）咨（卷之十六―卷之二十二）、符文（卷之二十三―卷之二十七）、執照（卷之二十八―卷之三十五）、弘光文稿（卷之三十六）、隆武文稿（卷之三十七）、監國魯王文稿（卷之三十八）、朝鮮諸国王舜回咨（卷之三十九）、琉球国王移諸国之咨（卷之四十―卷之四十一）、執照（卷之四十二）、山南王併懷機文稿（卷之四十三）、使琉球録（卷之四十四―卷之四十九）

明・清の皇帝の詔勅を首に配し、明・清の中央官である礼部、地方官である福建布政使司の咨を次に置いた。咨は同列同位にある官司間を連絡する公文書であり、琉球国王と中国官司の間に交換された文書は咨である。卷之三十九以下に収めた琉球国王と朝鮮および南海諸国王間の往復文書も一般に咨である。舜は夷で中国に対して使用した辭であるが、朝鮮国王の文書は前期（十五世紀）のものゝは咨でなく書契（書信）型式のものが多し。琉球国王（世子）より

明・清皇帝へ捧呈した文書は表(奏)であり、皇后・皇太子へ捧呈した文書は箋である。中国へあてた咨は十六世紀以前は礼部あてが多く、十七世紀になると福建布政使司その他巡撫にあてたものが出てくる。咨には進貢船派遣の目的と琉球の希望事項等を普通は記載しており、特に礼部あては進貢上の儀礼について、福建布政使司あては福州における事項について述べることが多い。符文は進貢船の証明書である。これには進貢船の船字号・乗船者・装載貨物等を記載し、また北京へ赴く官員人件および貨物を記している。符文は赴京する官員(一般には都通事)に付した。執照は進貢船をはじめ、すべての渡航船に給付した渡航証明書である。符文と同様の記載があるほかに、存留者即ち福州に残留する通事等の官員以下人件の名をも記載した。執照には字号のある半印が捺されており、これを某字某号半印勘合執照とよんだ。執照は存留の官員に給与された。朝鮮・南海諸国への渡航船に執照は給与したが、符文はもちろん不要であった。

弘光、隆武文稿は、詔・咨・表・符文・執照を内容としているが、明・清関係のものと別巻としている。清では崇

禎十七(一六四四)年毅宗の死をもって明の滅亡とし、福王(弘光帝)唐王(隆武帝)等の正統なることは認めていない。歴代宝案一集の監修の一人蔡鐸が、宝案と同じころ編集に着手した中山世譜には一六四四年以後は順治の年号を使用しており、宝案も同じ趣旨で編集したのである。

琉球と朝鮮・南海諸国との往復文書は咨であるが、巻四十三には山南王他魯魯より明へ送った表・咨のほかに、王相懷機と旧港管事官との往復文書を収めている。王相は元来、長史とともに明の王相府(王府)の官職であつて、もとは長史と同位であつた。明では琉球政庁を王相府に準じて、進貢した使節に長史・王相を授けたのである。しかし琉球では王相の称は、琉球(中山)王府の執政官を實質的に意味することとなつたのであつて、進貢使には関係をもたぬようになつた。旧港即ちスマトラ島のパレンバン(Palembang)の管事官とは、明より同地居住の華僑の頭に与えた旧港宣慰使を指している。彼等との往復文書は、国王の咨でなくて王相の奉書である。

一集の構成は以上のようなのであるが、二集以下は清皇帝の詔勅・礼部等の咨、琉球国王の表・咨および符文・執照等、

すべて年月を追うて編次し、巻の順序は編年を以てし、一卷一冊を普通とするが二巻にわたる場合もある。

咸豊九（一八五九）年以後も、逐次編集が続けられて、

同治六（一八六七）年に及んだ。その冊数は十三であるが、これには巻数も記入されず、三集という題記も、目録もない。恐らく相当数の年度と冊数を重ねてから、二集と同様に巻数、目録を付ける予定であったと思われる。

なお、以上の外に別集と題記するものがある。一冊は「唐人持来貨物録」で、康熙五十八（一七一九）年の冊封正使海宝、副使徐葆光の冠船が積渡した貿易貨物の目録である。一冊は「咨集歴代宝案文組方^{せんぶんほう}」で、浙江の諸県より琉球へ送った咨を集めている。内容は乾隆三十八（一七七三）年より同四十九（一七八四）年までの、琉球船の浙江各地へ難破漂した事件に関するものである。一冊は「映拂情状集」で道光二十四（一八四四）年より同二十七年までの文書集で、琉球と英・仏船の交渉につき、礼部・福建布政使司と琉球間に交換されたものである。以上の別集三冊は、国立台湾大学所蔵抄本により、仮に記したのであるが、元来別集がこの三冊に留ったかという点、これは疑問であ

り、後にこれに触れよう。

二 歴代宝案の抄本

歴代宝案一集の一部は首里の政庁に一部は久米村の天妃宮に保管されたが、二集以下も同様に処置されたであろう。首里の政庁の分は、明治八年の廃藩置県の際明治政府へ引継がれたであろうと想像されている。

天妃宮保管のものは、久米の人の間で久しく秘密にされて世に出なかつたが、昭和八年に至り公開されるようになった。同年歴代宝案は沖縄県立図書館へ移管されたが、この移管を斡旋した故島袋全発氏は当時の事情を次のように述べている。

廃藩置県後、歴代宝案は天妃宮より明倫堂さらに久米の旧家である湖城^{こくじょう}、大嶺^{おほね}、神村^{かみむら}の諸家を転々と移されてその所在を秘密にし、たまたま人これを問えば湖城家類焼の節失したなどと答えた。昭和六年久米の長老等協議し、これを天尊廟内の久米人の事務所へ移した。翌昭和七年春島袋氏は沖縄県立図書館長真境名安興氏より歴代宝案の図書館移管につき斡旋を依頼され、昭和八年春以後久米村の長老等にはばばこれを説いて同年十

一月久米の長老會議の結果移管するに決定した。

さてこれより先き伊波普猷氏は歴代宝案が久米村の旧家のいづれかに保管されているであろうと推測していたというが、琉球史研究者には歴代宝案なる記録のあることはほぼ知られていたに相違ない^⑩。しかし、それまで久米の人は、この記録を秘匿してきたのである。

久米村は現在は那覇市内にあるが、閩人の子孫が居住して唐榮とよばれた。十四世紀末より数十年の間に、福建人の琉球へ移住し帰化したものが少なくなかったのが十五、十六世紀の文献により確実に知られるものが十五、十六世紀にある。彼等は琉球において中国風の文教の指導者となるとともに、日本々土との交渉を除いて、中国はじめ他の諸国との通交事務を掌り、外交文書を作製し、外交官員の中心的役割を占めるようになった。万曆三十四(一六〇六)年の尚寧の咨文に、閩人の子孫にして「知書者、列名大夫長史、以為貢謝之司、慣海者、任以通事、總管、以為指南之備」とある。十五、十六世紀において、進貢船および外国渡航船の主なる官員を見ると、王舅・大夫・長史・使者・都通事・通事・夥(火)長・直庫等があるが、この

中で大夫・長史・都通事・通事・夥長は久米の人の専任の役となった。王舅は国王の一門たる地位を意味しており、琉球人が任じ、その遣使は襲封・論祭の謝恩、新帝登極の賀慶、大行皇帝の進香等の重大な進貢船の場合に限られ、稀には王舅に代り王弟の派遣もあった^⑪。長史は前に述べたように、本来は明の王府の職官であり、大夫は散官の階位で、はじめは明皇帝より賜与したものである。現存史料では大夫の初見は、成化元(一四六五)年八月の尚徳の咨に正議大夫程鵬とあるものである。夥長は針路を掌る航海長である。十七世紀以後、唐榮の役職として久米村惣役が上であり、その人は大夫の最上級たる紫金大夫^⑫に列し、以下大夫・長史等の諸職が整備され来り、彼等に給与される采地、支俸も詳細に規定された。

歴代宝案一集の編集は久米村の人が実質的に専ら当ったとしても、この事業は国相・法司等の首里の政庁首腦者の企画として進められたものであり、決して久米の人の私家の選でないことは注意しておかねばならぬ。歴代宝案の編集にやや先んじ、元禄二(一六八九)年御系図座が設けられて諸士の家譜を作ることが始まり、また時を同じうして中

山世譜の編集が行なわれた。歴代宝案の編集は、首里政庁の公的な修史事業の一環をなすものである。ところで、歴代宝案は久米の人より見れば、彼等の祖先以来継承し専行し來つた事績を明証する最高の資料であり、また將來もその役職を遂行するためには最良の参考資料でもあつた。久米の人が崇敬し、かつ当時は久米の人の集會場でもあつたと想像される天妃宮内に深く保管されて、容易に他見を許さなかつたかと推量される。しかし明治以來、琉球・中国の關係は一変し、久米の人のこれまで占有してきた職務もすでに失なわれた。しかも歴代宝案の所在は強く秘密にされていた。廃藩置縣のころより、さらに琉球処分問題をめぐつて、少数派の親中国派の運動が十数年間も続けられた。久米はその少数派の一根源と目され勝ちであり、このような暗い雰囲気、歴代宝案秘匿の傾向を強めたものであらう。

沖繩県立図書館保管の原抄本は、今次の大戦に完全に失なわれた。はじめ、これを図書館へ移管したとき、久米の長老等と館長との間に結ばれた契約に従い、図書館は直ちに副本の作製に着手した。大戦後に城間朝教氏が米軍將校と協力し、図書館蔵書の疎開先きであつた国頭の源河部落付

近から回収した歴代宝案九十六冊は原抄本でなくて副本である。これは現在那覇市の琉米文化會館に保管されている。

歴代宝案一集は、図書館移管時において、すでに散失した巻があり、筆者の推定では卷三十四、卷三十八、卷四十四乃至四十九の計八卷八冊を失ない、卷四、卷十四が二冊ずつあり、この中で各一冊は破損が特に甚かつた。即ち冊数は四十三冊であるが、実は四十一巻であつた。琉米文化會館所蔵副本は、そのうち卷三、五、七、九、十、十二、十六、十九、二十八、三十、三十二、三十三、三十五の十三巻を欠き、卷四は二冊あつて計二十九冊である。この副本の抄写は、図書館移管直後の昭和八年暮に着手し、一集の分は昭和十年春に終わつており、筆者は主として桑江克英氏である。次に同會館所蔵の二集は計六十七冊残存し、昭和十二、三年に抄写されたようであり、主なる筆者の一人に久場政盛氏がある。

東京大学史料編纂所では、昭和十六年に沖繩県立図書館に依頼して歴代宝案一集を抄写した。同所所蔵抄本について調査すると、卷五、十、二十一、二十二を欠き、卷十四は二冊あつて、計三十八冊である。¹⁰⁾鎌倉芳太郎氏は昭和八

年八月、歴代宝案が図書館へ移管される以前に、天尊廟でこれを青写真に撮ったが、現在同氏の蔵本について見るに、巻四、五、六、十、十一、十四、二十、二十一、二十六、三十、三十一、三十二、三十五、四十一、四十二の十五冊を欠き、二十六冊ある。また同氏の青写真本には、二集のうち十冊、三集のうち一冊と、別集「啣啞三国情状」一冊がある。なお、東恩納寛惇氏が青写真で撮った一集のうち二十数冊があり、その他にも個人所蔵の一集抄本も若干あるようである。また横山重氏所蔵の歴代宝案二十冊は、内容の異なるもので各時代に亘り諸種の外交文書を標本的に集めたものである。

しかしながら歴代宝案原抄本の失なわれた現在において、その内容を最も完全に近い形で伝えているものは、中華民国々々立台湾大学所蔵抄本であろう。昭和十年そのころ台北帝大助教であった筆者は、沖繩を訪れて、歴代宝案一集を部分的に筆録したが、台北帝大教授中村喜代三氏の協力を得て、台北帝大より依頼し、久場政盛氏が筆者となり、昭和十一年一集を抄写し、続いて二集、三集の写本もつくった。戦後、台北帝大は中華民國々立台湾大学となり、従って歴代宝案は、同じころ沖繩県立図書館蔵本について抄写した数種の琉球文献とともに同大学に引継がれた。最近、頼永祥氏は、国立台湾大学所蔵歴代宝案抄本の現状を詳細に報告している。これによれば次の通りである。

第一集	四二冊	二、七二枚
第二集	一八七冊	一三、三三三枚
同目錄	四冊	四六六枚
第三集	一三冊	六〇五枚
別集	三冊	一五六枚
計	二四九冊	一七、二七一枚

頼氏は一集中、巻三十四、三十八、四十四、四十九を欠き、二集中、巻八十一、百三、百十四、百二十、百二十六、百二十七、百二十九、百三十二、百三十七、百三十八、百七十六、百九十八を失なっているとしている。

しかし実は台湾大学所蔵本には巻九が無いのである。このことはすでに筆者の指摘したところであるが、礼部咨のうち巻四起宣統二年至歷代十二年は二冊あり、うち一冊は破損はなはだしく、しかも「起順治六年至康熙八年」という表題が誤って貼付された。このためか、抄写者が、「巻五」の巻題を誤っ

て付したのである。従つて実は巻五以下巻八であるべきものが、順次一卷づつずれて、巻六く巻九となり、巻九を逸脱して巻十に続いたのである。即ち台湾大学所蔵本では巻九が福建布政使司等咨<sup>起崇禎元年
至同治十二年</sup>で、巻十が同じく<sup>起康熙二十一年
至同治十二年</sup>であるが、この間に福建布政使司等咨<sup>起同治六年
至康熙八年</sup>が存するのであり、これが巻九であり、現に東大史料編纂所蔵本にはあるのである。

昭和十五年ころ筆者は、福州柔遠駅（琉球館）について短かい論文を書き、その中で二集、三集について簡単な解説をしたが、二集二百冊と記している。これは当時の台北帝大の抄本によつたものであることは申すまでもない。鎌倉芳太郎氏が昭和八年天尊廟において調査した結果を同氏の記述によると、一集四十二冊、二集二百冊、三集十三冊、別巻七冊計二百六十二冊とし、鎌倉氏よりも以前に調査した東恩納寛惇氏の報告も全く同様である。台湾大学所蔵本の二集に欠本十二冊あることは、当初よりの欠本であったとするには疑問がある。ただ筆者の昭和十五年ごろの記述は、二集全体についてどの程度精確に調査したか、今より想起して明白な確信があるといえぬが、東恩納氏等の場合、

歴代宝案の全枚数一八、二六〇枚という数字まであげられ、かなり丁寧な調査がなされたかと想像される。そうだとすれば、台湾大学所蔵本の二集欠本は、破損、脱落等のため始から抄写を省略したか、或いはこの二十年間に散失したのか、いずれかであろう。

次に台湾大学所蔵本の別集は三冊であるが、東恩納氏等の報告では七冊とある。ところがこの報告には二集目録四冊が示されていない。目録四冊は二集二百冊中には含まれないはずのものである。しかるに鎌倉氏の青写真真本に「啣啞三国情状」一冊があり、道光二十六年（一八四六）年より咸豊五（一八五五）年までの、仏・英・亞米利加との交渉に関する文書集で、台湾大学所蔵本の別集「啣啞情状」とは異なり、むしろこれに続くものである。東恩納氏等の報告の一集四十二冊というのも、その内容は何かという点よりも問題が生ずる。要するに歴代宝案の巻冊数の報告が、全部にわたり内容を精密に吟味した上でなされたとは必しもいわれぬようで、現在より見て不完全なところがあるように思われる。

歴代宝案一集中の琉球・南海諸国間の往復文書は昭和十

二年刊の伊東忠太・鎌倉芳太郎共著『南海古陶器』中に印刷された。昭和二十五年にやはり一集中より、明(一一六四四)代にかかる分、計二十四巻を、東京沖繩文化協会より騰写版により印行された。これは東恩納氏の青写真真本によったものである。

三 歴代宝案の内容

歴代宝案のうち一集は欠本も多く、破損脱落の部分も少なくない。それは元禄十年の編集以来長く天妃宮内に秘蔵されたためでもあろう。しかし編集当時においても、すでに多数の文案が散失していたので、宝案中に収め得なかつたのである。

歴代宝案一集の内容は実質的には洪熙元(一四二五)年の文書より始まるとしてよい。尚巴志が父思紹を継ぎ、世子の名で明に父王の計を告げ襲封を請うたのは、永楽二十一年(一四二三)年である。明の成祖は冊封使の派遣を決したが、それを果さず翌年七月病没した。そこで次の仁宗は洪熙元年六月冊封使を琉球へ遣わし、先王(思紹)を祭り新王を封ずる儀礼を果したのである。歴代宝案一集の琉球

の文書としては、仁宗の登極を慶賀進貢した、洪熙元年閏七月十七日の尚巴志の表・咨より始まる。それ以前のものとしては、永楽二十二年八月十六日の先帝の計を告げた仁宗の詔と、洪熙元年二月一日の登極を告げた仁宗の詔の二通があるが、これとともに洪熙元年夏琉球へ渡つた冊封使と同時に琉球へ来た明の使節のもたらしたものである。先帝の計を告げた仁宗の詔は、冊封以前であるに拘わらず、中山王尚巴志と宛名しているのは、成祖の冊封決定の意志を重んじたためであらう。

琉球を統一して琉球史のエポックを成した尚巴志が、封を受けた時より、宝案が始まっていることは恐らく歴史的に意味深いことであらう。しかし宝案には洪熙以後でも欠漏した文書が多い。詔勅では正統―景泰(一四三六―一四五六)年のものを失い、ただ景泰六年七月の景宗の詔一通が巻一の巻頭に錯綴されている。明へあてた咨・符文・執照は、いずれも正統八―天順六(一四四三―一四六二)年のものを欠き、さらに咨では成化十七―万曆三十四(一四八―一六〇六)年のもの無く、符文・執照では正徳十三―嘉靖元(一五一六―一五二二)年のものが見えない。朝鮮・南

海諸国にあてた咨・執照もだいたい以上の該当期間において、それぞれ同様に失なわれている。またこれら諸国より琉球へあてた文書も多数散失したことが知られる。^⑧ しかも以上の期間以外の文書も完全に残存しているわけではなく、失なわれたものが少なくない。

琉球の過去の主なる修史に、歴代宝案または旧歴代宝案がどの程度に資料として使われているかを調査すると、意外にも殆んど使われていない。中山世鑑は慶安三(一六五〇)年向象賢の編修した最初の琉球史で和文でかかっている。

これには正統十四年九月十六日の英宗の勅と、景泰元年閏一月八日の景宗の勅を収めているが、これはともに歴代宝案には欠けている。世鑑は陳侃の使録以外は殆んど中国書を参考していないので、その中に収めた嘉靖十一年八月の世宗の冊封王の詔、論祭先王の勅は使録より引用したものであろう。世鑑に、察度が明へ朝貢して以来の、詔勅・表が存したはずであるが、尙寧の乱慶長十四年の征韓役のとき失なわれたであろうと記し、今存するところのものを記し、以後それらの文書の出現することを期待すると述べている。陳侃の使録によると、冊封の儀の終わったとき、琉球国王が先朝の詔勅

八葉が大切に保管されていることを告げ、陳侃らは使を遣り実見した後に王に詔勅を授け与えたといっている。この後冊封の時、封使が前代の詔勅保管の状態を調査した上で詔勅を授けるといふ手続をとっている。世鑑は十七世紀以前の詔勅正本或いは脚本も表案等も、二、三を残して他は尙寧のとき失なわれたというのである。中山世譜は元禄十(一六九七)

年に久米村惣役の蔡鐸が編者となり中山世鑑の改訂に着手して和文を漢文に改め、元禄十四年に業を終えたが、さらに蔡鐸の子の蔡温がこれを改修し享保十(一七三五)年に完了したものである。蔡温はこの改修に当り、康熙五十九(一七二〇)年に冊封副使として琉球へ来た徐葆光の宿舎において、康熙二十二年汪楫の選した中山沿革志および使録類を読んで参考としたことを自ら記している。現在の中
山世譜本巻十四巻・付巻七巻のうち、蔡温が改修したのは本巻九巻までで、その後史官の手で追加され、また付録はもと蔡鐸が薩摩関係の記事を除いたのを蔡温が付録として編集したらしく、後さらに鄭秉哲の手で改修され、史官により書継がれて七巻になったのである。蔡鐸は歴代宝案監修の一人であり、蔡温も秀才として参加しており、鄭秉哲

は宝案編集の一人である鄭明良の甥である。しかし世譜の明・清交渉の記事は中山沿革志や使録に依拠して、歴代宝案を参考している形跡はない。明・清以外の対外関係については「本国、自唐宋以来、与朝鮮・日本・暹羅・瓜哇等国、互相通好、往来貿易、但世遠籍漚、往来年月、難以悉記」と述べ、明かに記述を回避した態度が見える。

世譜に正統六(一四四一)年琉球船が瓜哇よりの帰途、東影山で難破し、船を修理し帰国したことを記すが、これは歴代宝案には見えない記録で、中山沿革志に引用した皇明実録に拠ったのである。

鄭秉哲は享保十六(一七三二)年に琉球国旧記、寛保元(一七四二)年より延享二(一七四五)年までかかって球陽を編集した。球陽はその後、歴代の史官の手で書継がれて、正巻二十二、付巻四となり、記事は明治九(一八七六)年にと及んでいる。球陽の明・清交渉の記事は、中山世譜を襲用したものである。南海諸国往返の途に琉球船等の難破漂流した記事は、中山沿革志所引の皇明実録を辞句も殆んどそのまま転記したに過ぎない。(一)武寧九(一四〇四)年暹羅船が琉球よりの帰途福建へ漂流、(二)尚円三(一四七二)年満刺

加に往った琉球船が広東に漂着、(三)尚真二十七(一五〇三)年満刺加に往った琉球船が広東に漂到し、船は顛覆、琉球人は上岸した、というのがそれである。球陽に、武寧九年の上述の記事に付記して、「本国、唐宋以来云々」の中山世譜の記載をそのまま襲記している。琉球国旧記^四には、少しく趣を変えて「永楽年間、尚思紹王、与暹羅国、朝鮮国、蘇門答喇加国、瓜哇国等、以為交接、且中古以前、多交諸国、以通往還、然経歴已久、不可得而詳也」とある。これは正徳三(一七二三)年に著された琉球国由来記の記事を襲用したに過ぎない。

球陽の編集には御系図座等より史料を多く集めたといわれる。しかし対外関係の記事について、久米の人の家譜に比較して見ると、これを十分参考したなどとは到底いえない。久米の人の家譜は、歴代宝案または編集以前の旧歴代宝案に拠って記された部分が多いことは推定される。しかも家譜に存して歴代宝案に欠けている事実が、南海諸国との通交上にも見出される。紅氏家譜の弘治三(一四九〇)年琉球船の仏大泥渡航、梁氏家譜の弘治五年琉球船の暹羅渡航、嘉靖十五年(一五三六)の仏大泥渡航、鄭氏家譜の弘

治五年の満刺加渡航、同十一年の仏大泥渡航、隆慶四（一五七〇）年の暹羅渡航の記事は、歴代宝案に該当する文書が失なわれている。^⑩この事實は家譜の編集が始まった元禄

二年より歴代宝案の編集に着手した元禄十年までの間に、関係文書が散失したためか、破損その他の事情で採用に洩

れたためか、その辺は想像する外はない。歴代宝案も諸士の家譜も政庁の修史事業の一環であつて、いずれも一部は政庁に保管されたのである。しかし中山世譜や球陽のように広く読まれることを予想した史書の編集には、歴代宝案または同趣の史料の引用を故意に避けたように見える。それはまた多くの場合琉球史の実際上の編者であつた久米の人の意向であつたと思われる。

琉球の歴史では、日本本土及び中国との関係がどのように推移したか、ということが、その展開を方向づけた重要な要素を成している。日本本土との交渉においては、島津氏の支配となる以前は、外交事務や外交文書は主として僧侶がこれに當つたらしく、その点は室町幕府の外交の場合と類似している。従つて歴代宝案には、日本本土との関係文書は全く含まれていない。しかし中国との交渉に関して

は、歴代宝案は最高の根本史料である。そしてこれに欠けた部分は、皇明実録、大清実録はじめ多くの中国史書や陳侃以後の使録によつて補足できる。さらに日本本土の多様な史料を以て併せ考えて、琉球、中国関係史をより内容ある歴史研究となし得よう。

ところで琉球の外国交渉史にあつて、興味あり、かつ重要であるものは、十四世紀末より十六世紀中期にかけての琉球船の活発な南海諸国通交貿易である。歴代宝案はこの問題について新しい史料を提供したのである。

琉球史の立場よりいえば、尚巴志の琉球王国統一より尚真の中央集権的体制の確立にいたる時代、琉球王国が興隆繁栄したが、それは日本本土、中国、および南海諸国の三方面を結んで、琉球船の仲介貿易活動により獲得した経済力に負うところが極めて大きい。さらに広くアジア史の展開より見れば、琉球船の南海諸国貿易は一の歴史的役割を占めている。八世紀以来、アラブ人、さらに中国人により東西貿易が発展して、西アジア、インド、東南アジアの産物が多く中国へ輸入され、中国の産物がこれらの地方へ送られた。これら西方・南方の産物の一部は、さらに日本や

朝鮮半島へ、中国より再輸出された。しかるに十四世紀末に明がおこるや、朝貢制度を以て対外政策の中心とし、アラブ人らをはげしく圧迫追放し、自国他国の商船の往来貿易を禁止するに至った。この一種の鎖国的政策により外国

貿易の途は極めて狭められたのである。十六世紀に入るころより、抑圧されてきた中国の海商は、法を犯し積極的に通商活動を開始することになった。当時、日本本土の商船の南海諸国往来は未だ始まっていなかった。この期間即ち十五世紀を中心として琉球船の南海諸国貿易が活発となったのである。日本本土では、平安・鎌倉時代には中国より再輸入された東南アジア・インド・西アジアの薬種香料その他の産物は、室町時代には専ら琉球を通して輸入された。朝鮮半島では、これらの物貨は、一部琉球船で直接運ばれたが、大部分は九州より再輸入された。胡椒・蘇木らの南海の産物が、この時代には、鎌倉時代とは逆に、幕府の遣明船により多量に中国へ輸出されたのである。しかし十六世紀中期になると、琉球船の南海諸国貿易は終息に近づく。琉球船の東アジア貿易上の仲介的役割に幕が下りる。中国海商の貿易活動はいちじるしく盛んとなるし、またヨ

ロッパ人の東洋進出が始まる。ついで日本本土の商船の南

下もやがて興って来たのである。
歴代宝案によつて知られる、琉球が交渉を持った南海諸国は八カ国である。暹羅との通交は最も早く始まり、また最も最後まで続いた。フニチア Antua 王朝の明への朝貢は洪武四(一三七二)年に始まるが、その十五、六年後に日本・朝鮮半島との通交が行なわれ、琉球との交渉もこれと同じころ始まったと思われる。歴代宝案所収の文書では、暹羅関係は洪熙元(一四二五)年の琉球国王咨が最も古く、嘉靖四十三(一五六四)年の執照が最も後のものであるが、鄭氏家譜により隆慶四(一五七〇)年まで琉球船の渡航した事実が知られる。旧港との通交は、一四二八年に旧港 Palembang の華僑頭目(旧港宣慰使)の使者を琉球より暹羅を経て送還したことより開始された。この使者は日本へ来たのであるが、破船して、九州探題より琉球へ送り送還を依頼したのである。しかし旧港における華僑勢力は間もなく衰微し、琉球・旧港間の貿易は一四四〇年ころには中止された。
琉球船の瓜哇渡航は、ほぼ宣徳五(一四三〇)年に始まる。

この瓜哇はマジアバイト Mojpahit 王朝下の東部ジャバであつて、当時スラバヤ Surabaya、ツバン Tuban、グレンシ Gressie (Garsik) 等の港は、中国人の居留により繁榮し、グレンシの如きは華僑により新しく建設されたほどであつた。歴代宝案では正統七（一四四二）年の琉球国王咨が瓜哇通交の最後の文書であるが、宝案には正統八年以後欠文あるから、なお数年は通交は続いたかも知れない。旧港の東西貿易地としての繁榮は、十五世紀中期には衰えており、これに代わつて十五世紀に入り興隆したのはマラッカ Malacca である。琉球船のマラッカ通交は、蘇門答刺とほぼ同時に、一四六一年ころより始まつたと思われるが、歴代宝案ではともに天順七（一四六三）年の琉球国王咨が最初の文書である。蘇門答刺はスマトラ島北部の国名で、^⑤十四、五世紀に東西交通の一要地として榮えた。琉球・蘇門答刺間の交渉は長く続かなかつたが、マラッカとの貿易は暹羅に次いで長期間にわたり、かつ頗る盛んであつた。しかし一五一一年ポルトガル人がマラッカを占領すると、バルボーズが「琉球人について自分らは知るところは僅かである。彼等はマラッカがポルトガル国王の支配に帰して

以来、來航しないために」と正しく記したように琉球船の往來は絶えた。（The book of Duarte Barbosa; Vol II. p. 126 [Hakluyt S]）仏大泥 Pattani へは琉球船は弘治三（一四九〇）年すでに赴いたことは紅氏家譜により知られるが、歴代宝案では正徳十（一五一五）年の執照が最も古く、マジアバイト王朝は十五世紀中期には衰微したが、西部ジャバのスンダ・カラバ Sunda Calapa は十六世紀前期には胡椒の輸出港として繁榮した。琉球船はポルトガルがマラッカを占領してから、同地へ往來することを断念し、巡達即ちスンダ・カラバへ通交をはじめ、他方では仏大泥通交をより盛んに行なつた。即ち巡達通交は一五一三年に始まり、仏大泥通交は少くとも一五四一年まで続けられた。^⑥なお、一五〇九年に安南王に対し、暹羅へ赴いた琉球船が、文書・礼物を贈呈している。これは漂流した琉球人を中国を經由し送還してくれた謝礼のためであつた。

琉球・南海諸國の通交においては、暹羅船が琉球に來た二、三の例はあるが、他はすべて琉球船が一方的に往來したのである。

昭和八年歴代宝案が公開せられてから、先ず一集に基づ

く研究がいくつか発表された。それは南海諸国や朝鮮との交渉を中心とするもので、秋山謙蔵・東恩納寛惇・安里延氏等の論文・著書がそれである。筆者も十六世紀末までの琉球の対外交渉について一書を著したが、これには明との関係の研究が半ばを占めている。筆者はつづいて、昭和十六年「近世初期の琉明関係」『台北帝國大学史政学部史学専攻研究年報』七輯を書き、遂次清代に及ばんとして果さなかった。故松茂良興則君は昭和十五年度の台北帝大卒論として、やはり宝案一集を使用し、清康熙年間の琉清通交貿易史を提出した。戦後、台湾大学の頼永祥氏は、弘光・隆武文稿等を用いて、南明史の研究数篇を『台湾風物』その他の誌上に発表し、陳大端氏は二集を資料として「雍乾嘉時代的中琉関係」を修士論文として書き、一九五六年明華書局より刊行している。いうまでもなく琉球の対中国関係も、琉球史の内部展開を反映しているが、日本本土との交渉の経過が深い連関を持ち、殊に近世においては薩琉関係が実質的にこれを規制したといつてよい。これらの総合的研究の発達のため、歴代宝案の利用がいよいよ精密に推進されることを期待する。

① 琉球国旧記に、「唐榮公案」なる記録を引用し洪熙元(一四

二五)年長史鄭義才の進貢を述べている。「唐榮公案」は他所見がなく、歴代宝案との関係も不明だが、久米に伝えた文書案集である。

② 歴代宝案一集の目次の巻之三十八の題名に欠字があり、かつ、この巻は欠本であつて、この題名は推定である。

③ 弘治十六(一五〇三)年、暹羅の内使部官より礼部へ咨をあたしたのは分を犯したもので、「本部(礼部)与暹羅國王有移一各用咨文、未有陪臣敢僭咨本部者」とした。(孝宗敬皇帝実録 弘治十六年六月戊申)

④ 符文も尚寧のころより記載辞句がやや変化して半印勘合の捺されたものとなったようである。これら文書については、小栗田淳『中世南島通交貿易史の研究』一九七―二〇六頁参照。

⑤ 明・清の朝貢制度においては、正使以下の官員と水夫等の人件と二つに分け、接待の程度を別にした。

⑥ 執照はすべての渡航船に給付したが、船のみでなく、例せば国子学監留學生にも付与したので、号数は船数とはならない。

⑦ 永楽九(一四一一)年琉球進貢使の奏請により、長年琉球國王に仕えた長史王茂を国相兼長史とし、また、その進貢使の一人程復はときに八十一歳、饒州人、琉球國王に仕えて四十余年で致仕還郷を願出たので、これも国相兼左長史とし饒州へ帰えるを許した。(太宗文皇帝実録 永楽九年四月癸巳)

⑧ 王相は後の摂政を意味することになった。懐機は、はじめ長史に任じ明へ渡航したこともあるが、後実質的に摂政であったことは疑いない。旧港管事官あて文書は摂政の立場より出され

ている。懐機を閩人のように考える説もあろうが、恐らく正しくない。元來琉球の王政は、本土の王朝政治と同じく王家の身内政治の型である。国相（摂政）はもとより、法司といえども一門外戚少なくとも擬制的同族より出すのが原則であった。

⑨ 文組方は唐榮の外交文書の起案掛である。

⑩ 昭和十年首里の尚家の文庫を訪れたとき、宝案一集中の二冊を見た記憶がある。

⑪ 王舅は進貢の際の一種の爵名で、法司または法司の資格者が、これに任ずる。中山伝信録巻五に「法司三員、正二品王舅勲戚任之」また琉球国志略巻九に「法司官、遇請封及謝恩慶賀大典、則遣一員充正使、例以首里尚向兩家・毛・翁・馬・夏七姓為之、故法司多王叔王舅」とある。

⑫ 紫金大夫の称は、崇禎六（一六三三）年十月十五日の尚豊の表咨等に、紫金大夫蔡堅とあるのが、現存史料中最も古い。総管は琉球国由来記巻二に天妃菩薩の焼香役とあり、中山伝信録巻一に見える香工がこれであらう。琉球国旧記巻之二に「康熙年間、授此職一時、必擢通事」とあり、本来通事になる一過程の役であったと思われる。

⑬ 東大史料編纂所所蔵抄本の現在の巻数の題記は、後に付けたものであり、誤が多い。国立台湾大学所蔵抄本にも巻記の誤があるの後に記す。

⑭ 『中世南島通交貿易史の研究』一二二—一二四頁。

⑮ 伊東忠太・鎌倉芳太郎『南海古陶瓷』、東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』一一二頁。

⑯ 例せば、朝鮮・琉球間の往復文書は、李朝実録によって十五世紀より十六世紀初期のものを、事大文軌によって十六世紀末より十七世紀初期にかけてのものを多数補うことが出来る。

⑰ 紅氏家譜の記載例を挙げると

二世通事諱錦

弘治三年庚戌九月初三日、為交易事、奉使為通事、同正使嘉滿度、前往大泥国、収買方物、回国、預備下年進貢

とある。日付が咨・執照の日付であることは、他の通交記載を参照しても明白である。かつ、この記事は恐らく執照によって文を成したことも疑いない。諸家譜にあつて、宝案に欠くる分は、弘治三・五・十一年、嘉靖十五年及び隆慶四年の事実であるが、宝案巻四十二には宣徳三年九月二十四日旧港渡航の執照一通を除けば、正徳四（一五〇九）年より嘉靖四十三（一五六四）年までの南海諸国渡航船に給与した執照三十六通を収む。即ちこの前後の家譜記載の渡航船執照を多く欠くことになる。宝案巻四十二の末尾七十三枚には破損多く何国の渡航船に給したかは不明の執照が一通ある。これ或いは隆慶四年の執照であるまいか。

麻姓家譜に、「嘉靖二十年^辛八月十日、為勢治荒富筑登之役、赴南蛮」とあるは、嘉靖二十年九月七日の執照を持った暹羅渡航船の事実を指すものと思われるが、この家譜の日付は、現存する田名文書の辞令によつたもので、他と異なる。

⑱ 明代の諸書には、ほぼ蘇門答刺、元史には速木都刺（速木答刺）、島夷志略には須文答刺とある。グレネフェルトは、蘇門答

刺はイルコ・ホーロの Samara イナン・ハッタの Samathra or Samuthra であるが、「このクリエラは現在のクンパチア Atieh の地点には位置しなかつたやうに思われる」とする、後に補説して Pasi 川の左岸、海口を距る三マイルの Samudra とする部密が存し、これが往昔の蘇門答刺の遺跡であるとした。(W. P. Greneveldt: Notes on the Malay Archipelago and Malacca, 1876, p. 92; Second Edit. 1887, p. 215.)。ロマンコルはダイヤモンド岬のキニン、Pedir 岬間のスマトラ北部海岸、現在のサランガン Samalangan、或いはテラク Tuluk、オヤハキ Semawe 付近の何処かに位置したと思うとす。(W. W. Rockhill; Notes on the Relations and Trade of China with the Eastern Archipelago and the Casts of the Indian Ocean during the 14th C. T'oung-Pao Vol. XVI. 1915, p. 151.)

⑩ バルボーズは「既述のスマトラの向側に、ジャバに面して、スンダ Gunda があり、小王国で胡椒の保有が極めて多い。その王はわが王(ポルトガル)に従うという意を持っており、この国には奴隷も多く、またシナより多くの船が来て貨物を購入する」と記す。(The Book of Duarte Barbosa, Vol. 1, p. 189.) ポルトガル人は一五二二年にスンダ・カラムを訪ねていゝるが、五年後にまた訪ねたときはすでにバンタム Bantam のイスラム教徒の王の支配下になっていた。十六世紀後期には、スンダ海峡の商港としてバンタム(下港)が繁栄し、ポルトガル人や後に英蘭人の取引中心地ともなった。スンダ・カラバの後がジャカルタ Jakarta であるが、ここにオランダ人が一六一一年にバタビア Batavia を建設し、一六一九年首都とするに及んで、再びバンタムの繁栄を奪うことになった。

(京都大学教授)

Concerning the *Rekidai Hōan* 歴代宝案

by

Atsushi Kobata

Last year in November at the Institute of Advanced Projects of the East-West Center, Hawaii University, I wrote a paper, "Commentary on the *Rekidai Hōan*", for the Institute's program of research on Ryukyu history. About that time Mr. Lai Yung-Hsiang's introductory paper entitled "Li-tai-pao-an, a collection of documents on foreign relations of the Ryukyu Islands" was also published. An abridgement of the *Rekidai Hōan* kept in Taiwan National University was put on microfilm by the Academia Sinica of Taiwan last year and given into the custody of the Library of the Institute of History and Philology of the Academia. At the end of last year and during the spring of this year several copies of the microfilm were made and distributed to the Library of Congress in Washington, the University of Hawaii's East-West Center, the Harvard-Yenching Institute at Harvard University, the Toyo Bunko in Tokyo, and the School of Oriental and African Studies at London University, as well as to Ryukyu University. In this way the *Rekidai Hōan* has gained the attention of some of the world's scholars on the Far East. My paper has been translated into English in preparation for publication at the East-West Center, and with the understanding of the Center administration, I have made some revisions for the purpose of the present article.

The *Kyo-Masu Za* 京枡座 in the Edo Period

by

Osamu Wakita

It is commonly accepted that in research on the early Edo period with its emphasis on the feudal society based on the 石高制 (system of rice revenues fixed in *koku*) in which grain was